

●香川県告示第558号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県野営場条例（昭和42年香川県条例第2号）第5条第2項の規定に基づき、平成25年12月17日指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
女木島野営場	特定非営利活動法人瀬戸内・女木アイランド振興会 高松市女木町15番22	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで